

資料3 司法DXへの対応について

- 1 改正民事訴訟法（令和8年5月21日全面施行）の概要 1
- 2 法テラスにおける書類等作成援助と本人サポート 2

1 改正民事訴訟法（令和8年5月21日全面施行）の概要

IT化の現状

現状では、例えば、次のとおり、民事訴訟の手續のIT化は、限定的

- ① 訴えの提起は書面の提出による
- ② 口頭弁論（法廷）のウェブ参加は認められていない
- ③ 記録（書面）の閲覧は裁判所でしなければならない

検討の経緯

- | | |
|-----------|----------------|
| 令和2年2月21日 | 法制審議会への諮問 |
| 令和4年2月14日 | 要綱決定 |
| 令和4年3月8日 | 法律案閣議決定 |
| 令和4年5月18日 | 成立(令和4年法律第48号) |

民事訴訟制度のIT化

一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、民事訴訟制度を全体的にIT化

①オンライン提出等

(1) 訴状等のオンライン提出が一律に可能
【民訴132条の10等関係】

(2) 裁判所からの送達をオンラインによることも可能
【民訴109条-109条の4等関係】

※ 弁護士等は、オンライン提出・受取を義務化
【民訴132条の11関係】

②ウェブ参加等

(1) ウェブ参加が可能な期日（ex. 口頭弁論）の拡充・要件の緩和
【民訴87条の2等関係】

(2) 電話（音声のみ）による参加が可能な期日の要件の緩和
【民訴170条等関係】

③記録の閲覧等

(1) 訴訟記録を原則電子化
【民訴132条の12・132条の13、160条、252条等関係】

(2) 当事者はインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧等が可能
【民訴91条の2関係】

（法務省民事局「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する法律（概要）」より引用）

① オンライン提出等

- 訴え提起等の申立てに当たり、インターネットを使用して裁判所使用サーバのファイルに記録する方法による申立て（**電子申立て**）が可能（民訴法132条の10）
- 答弁書その他の準備書面や、証拠説明書、書証の写しなど、当事者が提出すべき書面についても、インターネットを使用して裁判所使用サーバのファイルに記録する方法による提出（**電子提出**）が可能（同法132条の10、民訴規則137条3項）
- 訴訟記録の送達については、出力書面を送達する方法（同法109条）のほか、あらかじめ届出をした者に対しては、インターネットを使用する方法で行うこと（**システム送達**）が可能（同法109条の2）
- **弁護士等の訴訟代理人は、電子申立て、電子提出、システム送達の届出が義務化**（同法132条の11、同規則52条の14、55条4項、137条4項）
⇔ **本人訴訟の場合でも利用可能だが、義務化はされていない**

■ 書類等作成援助の創設

- 民事裁判手続のデジタル化により、本人訴訟の場合でも、電子申立て・電子提出・システム送達を利用した訴訟活動が可能となった



- これに伴い、従来の書類作成援助に電磁的記録（デジタルで作成した裁判書類等）の作成事務を含むことを明らかにする趣旨で、「書類等作成援助」と名称を変更するとともに、作成するものとして「裁判所に提出する書類又は電磁的記録」と明記する総合法律支援法の改正を行った（同法第30条第1項第2号八等）

■ 本人サポートの必要性の指摘

民訴法改正の議論の中で、IT機器の利用に習熟していない当事者でも電子申立て等ができるように支援する必要性が指摘された（※）

⇒ 関係機関（法務省、最高裁、日弁連、日司連、法テラス）において、「**本人サポート**」として、当事者への支援を実施している

※ 第208回国会 令和4年4月15日 衆議院法務委員会 民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

- 三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。

本人サポートとは？

「パソコンが家がない」「パソコンが苦手で不安」だけど、自分でインターネットから書類を提出して裁判をしたい方！
司法書士がサポートしますのでご安心ください！本人サポートは、民事裁判のバリアフリー化のための制度です！！

1 書類の電子提出・受取を代行して支援します！

司法書士がサポータとなり、書類の電子提出・受取を代わりに行ってサポートします。



3 証拠のデジタル化をします！

手書きのメモや領収書等の紙の資料をスキャンしてデータにする作業をサポートします。



2 システムへの入力支援をします！

裁判所のシステムを通して書類を提出する操作をサポートします。



お一人で悩まず、
まずはご相談ください！

（日司連及び法務省大臣官房司法法制部作成リーフレット「裁判をしなければならないデジタルが苦手な方々へ！」より抜粋）